「

三　関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「南多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「京浜交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「北総交通圏」、「市原交通圏」、「南房交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県南東部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」及び「甲府交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
	「鹿行交通圏」	平成二十六年十月三十一日から平成二十九年九月三十日まで

」に

改め、同表五の項中「、「東三河南部交通圏」」を削り、同表六の項中「、「泉州交通圏」」を削り、同表九の項中「、「鹿屋交通圏」」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千五十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第四百八十二号（経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

第二の一のロの10の(2)中「㈶建設業福祉共済団、㈱全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は㈱全国労働保険事務組合連合会」を「公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会又は一般社団法人全国労働保険事務組合連合会」に改め、同号のロの18中「特定自主検査記録表」の下に「、自動車検査証又は移動式クレーン検査証」を加える。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第八十五号（建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一の一の1中「プレストレストコンクリート工事」を「プレストレストコンクリート構造物工事」に改める。

第一の四の1の㈥中「財団法人」を「公益財団法人」に、「社団法人」を「一般社団法人」に改め、「全国建設業労災互助会」の下に「、全日本火災共済協同組合連合会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会」を加え、「保険事業を営む者」を「保険会社」に改め、同号の7中「及びトラクターショベル」を「、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン」に改め、同号の8の次に次のように加える。

9　次に掲げる審査基準日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

㈠　若年技術職員（満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の十五パーセント以上であるか否かをいう。）

㈡　新規若年技術職員の育成及び確保の状況（審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の一パーセント以上であるか否かをいう。）

第二の四の8の次に次のように加える。

9　次に掲げる若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

㈠　第一の四の9の㈠に掲げる若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、別表第十五の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

㈡　第一の四の9の㈡に掲げる新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第十六の区分の欄のいずれに該当するかを審査すること。

別表第十四の次に次の二表を加える。

別表第十五（第一の四の9の㈠関係）

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	区分
15％以上	(1)
15％未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

別表第十六（第一の四の9の㈡関係）

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	区分
1％以上	(1)
1％未満	(2)

備考

各区分の評点については、別途通知により定めるところによる。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

平成二十六年十月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会宮城主管事務所	宮城県仙台市宮城野区中野四丁目1番地の38	平成二十六年十一月一日